

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定期検査中のタービン建屋1階において、足場材を積載した台車の移動作業をしていた協力企業作業員が右手の指を負傷したため、救急車で病院搬送。診察の結果、右手中指圧挫創・末節骨骨折、右手薬指爪下血腫と診断された。確認の結果、当該作業員は台車の先導をしていたが、通路に設置された防火扉の枠の段差を乗り越える際、助勢しようとして手を差し出したところ、扉の枠と台車の取っ手との間に指を挟み負傷した。	A s	3月28日公表済 (PDF66KB)
2	集中環境施設	地下1階で溶接作業に使用したガスボンベ（約55Kg）の運搬作業を行っていた協力企業作業員が、運搬作業中に腰に痛みを感じたことから、病院へ行った。確認の結果、当該作業員は、作業のなかで、ガスボンベを他の作業員とともに持ち上げた際、腰に痛みを感じたため、その後は片付けを行った。診察の結果、「腰部挫傷、第4腰椎圧迫骨折疑い」と診断された。	A	3月27日公表済 (PDF65KB)

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性固体廃棄物・輸送容器ホ項使用前事業者検査において、成績書の計器有効期限の記載に誤記が認められたため、当該成績書を改訂及び対応検討	C	
2	2号機	主タービン抽気逆止弁（1A）等（8台）駆動部計装品点検において、弁駆動用電磁弁にエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
3	2号機	主タービン蒸気加減弁（No. 2）点検において、スイッチボックスのブッシュ間隙値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	高圧復水ポンプ（B）シール水流量スイッチ点検において、スイッチ端子箱内端子台に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	復水回収タンクレベル調整弁等（18台）駆動部計装品点検において、ポジションナの部品に動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）シール水温度調整弁等（13台）駆動部計装品点検において、ポジションナ及び減圧弁用圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（2）レベル調整弁等（4台）駆動部計装品点検において、ポジションナ接続シャフトに磨耗が認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）シール水温度調整弁等（3台）駆動部計装品点検において、弁に動作不良（スティック）が認められたため、当該部弁を点検・修理	D	
9	2号機	第3給水加熱器（C）ドレンレベル調整弁駆動部計装品点検において、ポジションナの部品（パイロットリレー）の動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（1）レベル調整弁等（2台）駆動部計装品点検において、減圧弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該減圧弁を修理	D	
11	2号機	第3給水加熱器（C）ドレンレベル調整弁等（6台）駆動部計装品点検において、弁駆動部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	2号機	第1給水加熱器(A)ドレンレベル調整弁駆動部計装品点検において、弁駆動部ベントキャップに破損が認められたため、当該キャップを交換	D	
13	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置(2-1A)等(6台)点検において、圧縮機内遮断器に動作不良が認められたため、当該遮断器を交換	C	
14	2号機	高圧注水系タービン入口蒸気ドレンポットレベル検出器用弁(L)点検において、弁グランドシール(ベローズ)に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
15	2号機	高圧注水系タービン入口蒸気ドレントラップ点検において、部品(オリフィス)に浸食が認められたため、当該部を交換	D	
16	2号機	第2給水加熱器(B)ドレンレベル調整弁等(2台)点検において、弁体及びシートリングシート面に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
17	2号機	主復水器出口水室(B2)内点検において、内部支柱に孔食が認められたため、当該支柱を修理	D	
18	2号機	タービン建屋スチームドレンサンピット点検において、ポンプベース部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
19	5号機	原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気圧力指示計点検において、指示不良(スティック)が認められたため、当該指示計を修理	D	
20	5号機	残留熱除去系原子炉格納容器スプレーヘッダ内部点検において、異物が確認されたため、当該異物を回収	C	
21	5号機	復水脱塩装置陽イオン塔樹脂入口弁等(4台)駆動部点検において、弁駆動用電動弁に異音(1台)及びエアリーク(3台)が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
22	5号機	主蒸気ヘッダドレンレベルスイッチ点検において、フロートステムの一部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
23	6号機	プロセス計算機アラームタイプに、紙詰まりの発生が認められたため、当該タイプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで